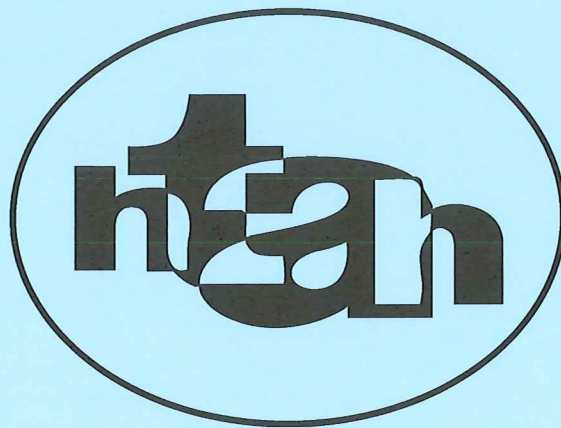


令和6(2024)年度

学 則



広島県理容美容専門学校

目 次

校 訓

校 歌

学 則

1 章 総 則	1
2 章 課程, 学科, 修業年限及び定員等	1
3 章 学年, 学期及び休業日	1
4 章 教職員組織	2
5 章 入学, 退学, 休学及び復学	2
6 章 授業科目, 授業時数, 同時授業, 学習の評価及び卒業	3
7 章 受験料, 入学金, 授業料, その他の納付金	4
8 章 賞 罰	5
9 章 付帯事業	5
10 章 学生に関する規定	8
11 章 健康に関する規定	8
12 章 学校評価	8

学生心得

1 学 習	21
2 礼 儀	21
3 服 装	21
4 言葉づかい	21
5 校内生活	22
6 所持品	22
7 届け出	22
8 校外生活	23
9 その他	23
10 総 括	23

校 訓 「実行の人」

労働 実行の人は働く人である。
横着者にはなりたくない。
勤労を尊ぼう。

正義 実行の人は正義の人である。
正義を信じればこそ実行する。
力強い行動はそれから生まれるのである。

責任 実行の人は誠実の人である。
言ったことは必ず実行する。
口先だけの人間にはならないようにしよう。

忍耐 実行の人は困難に堪える人である。
すべて努力なくして出来ない。
忍耐をもって何事もなし遂げよう。

貢献 実行の人は愛と奉仕の人である。
実行することが何か役立つものでありたい。
そのためにこそ心身を磨くのである。

校 歌

作詞 関 本 吉 子

作曲 小 林 茂

1. 安芸に輝く 伝統の
永遠に無限の 教えあり
夢と希望を 描きつつ
ここに集まれ 理美容学校
学びの窓に 陽はあたる

2. 流れもつきぬ 太田川
平和の木々に 恵まれて
清く正しく すこやかに
みんなの願いの 理美容学校
自信にみちた 顔と顔

3. 教えの試練 のり越えて
あすの日本の 若人よ
母校の名を 誇りつつ
実り栄えある 理美容学校
文化の庭に 太陽を

広島県理容美容専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い理容師法及び美容師法に基づき理容師・美容師として必要な知識及び技能を修得させるとともに社会人としての教養と近代的な感覚を会得させることを目的として設置する。

(名 称)

第2条 本校は、広島県理容美容専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、広島市中区国泰寺町1丁目8番24号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員等

(課程等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員、学級数は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総 定 員	学級数
衛生専門課程	理容科	昼	2年	40名	80名	2
衛生専門課程	美容科	昼	2年	80名	160名	4

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 本校の学年は次のとおりとする。

始期 4月1日 終期 翌年3月31日

(学 期)

第6条 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日を次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業日 7月中旬から8月中旬まで
- (4) 冬季休業日 12月下旬から1月上旬
- (5) 春季休業日 3月上旬から4月上旬
- (6) 開校記念日 9月25日

2 前項各号のほか、校長において必要と認めたときは臨時休業を行い、又は、休業日においても授業を行うことがある。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第8条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教頭 1名
- (3) 教員 22名以上 理容科 8名以上（専任教員 4名以上）
美容科 14名以上（専任教員 7名以上）
- (4) 事務長 1名
- (5) 事務職員 2名以上
- (6) 学校医 1名

2 校長は、校務を統轄し、所属職員を監督する。

3 教頭は、校長を補佐し教務を処理する。

校長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 教員は、校長の指示により担当教科を教授する。

5 事務長および事務職員は、校長の指示により庶務及び会計事務の処理に従事する。

第5章 入学、退学、休学及び復学

(入学)

第9条 本校の入学期を4月1日とする。

(入学資格)

第10条 本校の入学資格者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者または高等学校卒業と同等の学力を有すると認められる者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者
- (3) 文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した18歳以上の者
- (4) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

（入学手続）

第11条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に前条各号に該当するものであることを証する証明書、3か月以内に撮影した名刺型写真二枚を提出するものとする。また、入学願書に記載された姓と、添付証明書などの姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出するものとする。

（入学許可及び選考方法）

第12条 入学は校長の許可を要する。

- 2 入学を許可された者は、本校所定の誓約書を提出するものとする。
- 3 学生又は保証人が、住所、氏名を変更したときは直ちにその旨を届け出なければならない。
- 4 入学許可された者に、学生証を発行する。
- 5 入学選考は、成績証明書・調査書による書類審査及び面接等による。
- 6 転入学は、厚生労働大臣の指定を受けた他の理容師・美容師養成施設相互間において、校長が適当と認めた者とする。

（退学）

第13条 退学しようとする者は、保証人連署の上その理由を明らかにして校長の承認を得なければならない。

（休学、復学）

第14条 学生が疾病その他やむを得ない理由によって休学しようとする場合、保証人連署の上、診断書その他理由を明らかにする書類を添え校長の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により休学中の者が復学しようとするときは、その事由を明らかにした復学書を提出して、校長の承認を得なければならない。
- ただし、休学期間は2年以内とする。

第6章 授業科目、授業時数、同時授業、学習の評価及び卒業

（授業科目及び授業時数、同時授業）

第15条 本校の授業科目及び授業時数は、別表1（理容科1－1，美容科1－2）のとおりとする。

- 2 必修科目については、同時授業をおこなうことがある。

（始業及び終業の時刻）

第16条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課 程 名	学科名	昼夜の別	始 業 ・ 終 業 時 刻
衛生専門課程	理容科	昼	午前 9 時から午後 4 時まで
衛生専門課程	美容科	昼	午前 9 時から午後 4 時まで
ただし、別表 1 に定める授業時数の 1 単位時間は、50分とする。			

(学習の評価)

第17条 学期及び学年終了の認定は、平素の学業並びに学期末（前期・後期）の試験を考査して行う。

試験は各課目を100点満点とし、得点60点以上を及第とする。ただし、卒業認定試験の評価については国家試験に準ずる。

(卒 業)

第18条 卒業は本校所定の全課程を修了し、前条の成績評定並びに出席状態、素行等を総合評価して認定する。

- 2 前項の認定を経た者には、卒業証書（理容科：様式第 1 号，美容科：様式第 2 号）を授与する。
- 3 専門課程の修了者については、「専門士」の称号（理容科：様式第 3 号，美容科：様式第 4 号）を授与する。
- 4 本校所定の授業時間数に満たない者は、補講により補足すること。補足しないときは卒業を認めない。

ただし、特に考慮の必要があると認められる者に限り、校長が卒業を認めることがある。

第 7 章 受験料，入学金，授業料，その他の納付金

(授業料等)

第19条 入学金，授業料，その他の納付金（以下「授業料等」という）は、別表 2 のとおりとする。

- 2 前項の納入期日は、次のとおりとする。
 - (1) 授業料は、前期・後期の 2 期に分けて前納する。
 - (2) 入学金は、合格通知が届いたときから指示する期日までに納入する。
 - (3) 受験料は、入学願書提出時に納入する。
 - (4) その他の納付金は、別に指示する期日までに納入する。

(滞 納)

第20条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わず授業料を滞納し、納入の見込みがないときは、保証人において代納するものとする。

(納付金の不還付)

第21条 すでに納入した授業料等は、特別の事情による場合以外は還付しない。

第8章 賞 罰

(褒 賞)

第22条 学生が学業、技能共に優秀な成績であり、かつ、品行方正にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

2 褒賞は学技賞、皆勤賞、精勤賞とする。

(懲戒処分)

第23条 学生がこの学則、その他本校に定める諸規則を守らず、その本分に反する行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は謹慎、停学、退学とする。

3 前項の懲戒は、次の各号に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良にして、訓戒するも改悛の見込みがないと認められる者。

(2) 学技怠慢にして成績不良であり、改善の意欲が認められない者。

(3) 正当な理由なく1か月以上欠席した者。

(4) 授業料、その他の納付金を2か月以上納入しない者。

(5) 学則、その他本校の定める諸規則を守らず、本校学生の本分に反する行為のあった者。

(賠償責任)

第24条 本校の備品及び器具を毀損又は亡失した場合、その者に弁償させることがある。

第9章 付 帯 事 業

(付帯事業)

課程名	学科名	コース名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
通信課程	理容科	通常コース	3年	40名	120名	3
		修得者コース	2年			
通信課程	美容科	通常コース	3年	80名	240名	6
		修得者コース	2年			

第25条 本校の各通信課程各学科各通常コースの付帯事業は、次のとおりとする。

2 前項の付帯事業の教科科目及び面接指導時間数は、別表3（理容科通常コース3-1、美容科通常コース3-2）のとおりとする。

(受験料、入学金、授業料)

3 第1項の付帯事業に係る授業料等必要な事項は、別表4のとおりとする。

(学年、学期)

4 通常コースの学年は、10月1日から翌年の9月30日までとする。

(入 学)

5 通常コースの入学期は、10月1日とする。

(入学資格)

6 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第90条に規定する者（これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む）、または学校教育法第57条に規定する者（これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む）にあつて、入学試験に合格した者。
- (2) 既に理美容所に入所している者。

(入学手続)

7 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に前条各号に該当するものであることを証する証明書、3か月以内に撮影した名刺型写真二枚を提出するものとする。また、入学願書に記載された姓と、添付証明書などの姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出するものとする。

(中学校卒業者等の入学試験および講習)

- 8 中学校卒業者等の入学は当分の間これを認める。
- 9 中学校卒業者等の入学試験は、学力等を考慮し実施する。
- 10 中学校卒業者等に対して規定の面接授業とは別に追加講習（理容科通常コース：別表3-1、美容科通常コース：別表3-2）を実施する。

(面接授業の実施場所及び実施時期、同時授業)

- 11 通常コースの面接指導は、本館及び南館にて行う。
- 12 通常コースの面接指導は、通年を通して計画的に実施する。
- 13 通常コースの必修科目については、同時授業をおこなうことがある。

(通常コース授業の添削指導)

- 14 通常コース授業及び添削指導に係わる事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

(業務委託の内容：教材の配本及び添削指導の一部)

- 15 理容師養成施設卒業者が美容科通信課程に、美容師養成施設卒業者が理容科通信課程に再入学する場合には、公益社団法人日本理容美容教育センター通知（平成26年12月18日付 日理美教第26-230号）に基づき履修科目及び報告課題の一部を免除することができる。

(募集地域)

- 16 広島県全区域、山口県全区域、島根県全区域、鳥取県全区域、愛媛県全区域など。

(単位の修得及び卒業の認定)

- 17 公益社団法人日本理容美容教育センターの単位修得証明書の交付を受けた者に対し面接指導の単位数及び試験成績によって総合判定の上、卒業証書（様式第5号）を授与する。なお、通信課程の場合は、卒業証書の裏面に当該本人の学籍番号を記入する。

(転入学)

- 18 転入学は、厚生労働大臣の指定を受けた他の理容師・美容師養成施設相互間において、校長が適当と認めた者とする。

第26条 本校の各通信課程各学科各修得者コースの付帯事業は、次のとおりとする。

- 2 前項の付帯事業の教科課目及び面接指導時間数は、別表3（理容科修得者コース3－3，美容科修得者コース3－4）のとおりとする。

(受験料，入学金，授業料)

- 3 第1項の付帯事業に係る授業料等必要な事項は、別表5のとおりとする。

(学年，学期)

- 4 修得者コースの学年は、10月1日から翌年の9月30日までとする。

(入 学)

- 5 修得者コースの入学期は、10月1日とする。

(入学資格)

- 6 本校の入学資格は、理容科修得者コースは美容師の資格（免許）を、美容科修得者コースは理容師の資格（免許）を有する者とする。

(入学手続)

- 7 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に前条各号に該当するものであることを証する証明書、3か月以内に撮影した名刺型写真二枚を提出するものとする。また、入学願書に記載された姓と、添付証明書などの姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出するものとする。

(面接授業の実施場所及び実施時期)

- 8 修得者コースの面接指導は、本館及び南館にて行う。
9 修得者コースの面接指導は、通年を通して計画的に実施する。

(修得者コース授業の添削指導)

- 10 修得者コース授業及び添削指導に係わる事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

(単位の修得及び卒業の認定)

- 11 公益社団法人日本理容美容教育センターの単位修得証明書の交付を受けた者に対し面接指導の単位数及び試験成績によって総合判定の上、卒業証書（様式第6号）を授与する。なお、修得者コースの場合は、卒業証書の裏面に当該本人の学籍番号を記入する。

(募集地域)

- 12 広島県全区域，山口県全区域，島根県全区域，鳥取県全区域，愛媛県全区域など。

(転入学)

- 13 転入学は、厚生労働大臣の指定を受けた他の理容師・美容師養成施設相互間において、校長が適当と認めた者とする。

第10章 学生に関する規定

(施行規則)

第27条 本校の学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第28条 本校の学生は、常に誠実勤勉の精神を忘れず、品性を磨き学業の進歩をはかり規律ある自治的校風を旨として充実発展に努力しなければならない。

(学生の心得)

第29条 前条の規定に基づく学生の心得は、別に定める。

第11章 健康に関する規定

(健康診断)

第30条 健康診断は、毎年4月に実施する。

第12章 学校評価

(学校評価)

第31条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行いその結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

付 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別 表 1 - 1

専門課程理容科 授業時間数

課 目		授 業 課 目	第 1 学 年	第 2 学 年	総時間数
			時間数	時間数	
必修課目		関 係 法 規 ・ 制 度	30	0	30
		衛 生 管 理	90	0	90
		保 健	90	0	90
		香 粧 品 化 学	60	0	60
		文 化 論	60	0	60
		理 容 技 術 理 論	150	0	150
		運 営 管 理	30	0	30
		理 容 実 習	510 ～ 660	390 ～ 540	900 ～ 1,200
小 計			1,020 ～ 1,170	390 ～ 540	1,410 ～ 1,710
選択課目	一般教養課目	ヘ ア デ ッ サ ン 美 術	0	30	30
		接遇・コミュニケーション	0	30	30
		サ ロ ン 英 会 話	0	30	30
		パ ー ソ ナ ル カ ラ ー	0	30	30
	専門教育課目	課 題 演 習	30	210	240
		理 容 総 合	0	60	60
		シ ェ ー ビ ン グ	0	90	90
		シャンプー＆マッサージ	0	90	90
小 計			30	570	600
合 計			1,050 ～ 1,200	960 ～ 1,110	2,010 ～ 2,310

※ 状況により開講される講座及び時間数が変わることがあります。

別 表 1－2

専門課程美容科 授業時間数

課 目		授 業 課 目	第 1 学 年	第 2 学 年	総時間数
			時間数	時間数	
必修課目		関 係 法 規 ・ 制 度	30	0	30
		衛 生 管 理	90	0	90
		保 健	90	0	90
		香 粧 品 化 学	60	0	60
		文 化 論	60	0	60
		美 容 技 術 理 論	150	0	150
		運 営 管 理	30	0	30
		美 容 実 習	330 ～ 480	570 ～ 720	900 ～ 1,200
小 計			840 ～ 990	570 ～ 720	1,410 ～ 1,710
選択課目	一般教養課目	ヘ ア デ ッ サ ン 美 術	0	30	30
		接遇・コミュニケーション	0	30	30
		サ ロ ン 英 会 話	0	30	30
		パ ー ソ ナ ル カ ラ ー	0	30	30
	専門教育課目	課 題 演 習	30	210	240
		ヘ ア カ ラ ー	60	0	60
		ト ー タ ル ビ ュ ー テ ィ ー	60	60	120
		ベ ー シ ッ ク カ ッ ト	60	0	60
小 計			210	390	600
合 計			1,050 ～ 1,200	960 ～ 1,110	2,010 ～ 2,310

※ 状況により開講される講座及び時間数が変わることがあります。

別 表 2

専門課程の受験料，入学金，授業料，その他納付金

1 学年		専 門 課 程
	受 験 料	15,000 円
	入 学 金	1 回 80,000 円
	設 備 費	1 回 250,000 円
	授 業 料	520,000 円

※ 上記の他，教材費，諸費用などの納付金があります。

2 学年		専 門 課 程
	授 業 料	520,000 円

※ 上記の他，教材費，諸費用などの納付金があります。

別 表 3－1

通信課程理容科通常コース 授業時間数

	面接授業課目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	総時間数
必修 課 目	関 係 法 規 ・ 制 度	4	4	2	10
	衛 生 管 理	0	14	16	30
	保 健	2	14	9	25
	香 粧 品 化 学	4	16	10	30
	文 化 論	0	10	0	10
	理 容 技 術 理 論	10	0	0	10
	運 営 管 理	0	5	0	5
	理 容 実 習	15	42	133	190
選択 課 目	課 題 演 習	0	0	5	5
	合 計	35	105	175	315

中学校卒業者等の追加講習課目

講 習 課 目	時 間 数
現 代 社 会	35
化 学	35
保 健	35
合 計	105

別 表 3－2

通信課程美容科通常コース 授業時間数

	面接授業課目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	総時間数
必修 課目	関 係 法 規 ・ 制 度	4	4	2	10
	衛 生 管 理	0	14	16	30
	保 健	2	14	9	25
	香 粧 品 化 学	4	16	10	30
	文 化 論	2	6	2	10
	美 容 技 術 理 論	8	2	0	10
	運 営 管 理	0	4	1	5
	美 容 実 習	15	45	130	190
選択 課目	課 題 演 習	0	0	5	5
	合 計	35	105	175	315

中学校卒業者等の追加講習課目

講 習 課 目	時 間 数
現 代 社 会	35
化 学	35
保 健	35
合 計	105

別 表 3 - 3

通信課程理容科修得者コース 授業時間数

面接授業課目	1 年 次	2 年 次	総時間数
理 容 技 術 理 論	10	0	10
理 容 実 習	60	170	230
課 題 演 習	0	5	5
合 計	70	175	245

別 表 3 - 4

通信課程美容科修得者コース 授業時間数

面接授業課目	1 年 次	2 年 次	総時間数
美 容 技 術 理 論	10	0	10
美 容 実 習	60	170	230
課 題 演 習	0	5	5
合 計	70	175	245

別 表 4

通信課程通常コースの受験料，入学金，授業料，その他納付金

1 学年		通 信 課 程 通 常 コ ー ス
	受 験 料	17,000 円
	入 学 金	1 回 62,000 円
	設 備 費	1 回 210,000 円
	授 業 料	220,000 円

※ 上記の他，教材費などの納付金があります。

2 学年		通 信 課 程 通 常 コ ー ス
	授 業 料	220,000 円

※ 上記の他，教材費などの納付金があります。

3 学年		通 信 課 程 通 常 コ ー ス
	授 業 料	220,000 円

※ 上記の他，教材費などの納付金があります。

通信課程通常コースの納入金支払い方法

(1 学年)

- 入学時納入金について

入学した年の 9 月に振込。

(2 学年)

- 2 期納入金について

入学した翌年の 6 月に振込。

(3 学年)

- 3 期納入金について

入学した翌々年の 6 月に振込。

別 表 5

通信課程修得者コースの受験料，入学金，授業料，その他納付金

1 学年		通 信 課 程 修 得 者 コ ー ス
	受 験 料	17,000 円
	入 学 金	1 回 62,000 円
	設 備 費	1 回 164,000 円
	授 業 料	250,000 円

※ 上記の他，教材費などの納付金があります。

2 学年		通 信 課 程 修 得 者 コ ー ス
	授 業 料	250,000 円

※ 上記の他，教材費などの納付金があります。

通信課程修得者コースの納入金支払い方法

(1 学年)

- 入学時納入金について

入学した年の 9 月に振込。

(2 学年)

- 2 期納入金について

入学した翌年の 6 月に振込。

様式第 1 号（理容科）

第 号	卒業証書	本 籍	年 月 日生	右の者は本校所定の専門課程 理容科を修了したことを証する	年 月 日	広島市中区国泰寺町一丁目八―二四 厚生労働 大臣指定 広島県理容美容専門学校長	印
--------	------	--------	--------	---------------------------------	-------	--	---

様式第 2 号（美容科）

第 号	卒業証書	本 籍	年 月 日生	右の者は本校所定の専門課程 美容科を修了したことを証する	年 月 日	広島市中区国泰寺町一丁目八―二四 厚生労働 大臣指定 広島県理容美容専門学校長	印
--------	------	--------	--------	---------------------------------	-------	--	---

様式第3号（理容科）

第 号	第 号
称号授与書	衛生専門課程 理容科
年 月 日生	右の者に文部科学大臣告示 （平成六年文部省告示第八十四号） により専門士（衛生専門課程）の 称号を授与する
年 月 日	広島市中区国泰寺町一丁目八―二四 厚生労働 大臣指定 広島県理容美容専門学校長
印	

様式第4号（美容科）

第 号	第 号
称号授与書	衛生専門課程 美容科
年 月 日生	右の者に文部科学大臣告示 （平成六年文部省告示第八十四号） により専門士（衛生専門課程）の 称号を授与する
年 月 日	広島市中区国泰寺町一丁目八―二四 厚生労働 大臣指定 広島県理容美容専門学校長
印	

様式第 5 号

表側

第 号	卒業証書	本籍	年 月 日生	右の者は本校所定の 容師養成 課程を修了したことを証する	年 月 日	広島市中区国泰寺町二丁目八―二四 厚生労働 大臣指定 広島県理容美容専門学校長	印
--------	------	----	--------	------------------------------------	-------	--	---

裏側

通信課程	学籍番号 三四五三期 号
------	--------------------

様式第 6 号

表側

第 号	卒業証書	本籍	年 月 日生	右の者は本校所定の 容師養成課程 修得者コースを修了したことを証する	年 月 日	広島市中区国泰寺町一丁目八一二四 厚生労働 大臣指定 広島県理容美容専門学校長	印
--------	------	----	--------	--	-------	--	---

裏側

学籍番号	三四五三期	号	通信課程修得者コース
------	-------	---	------------

学 生 心 得

本校の学生は常に校則を守り、学生たるの本分を尽くし、次に掲げる事項を自ら進んで実践しなければならない。

1 学 習

- (1) 学生の本分は学習であることを自覚し、常に研鑽を積まなければならない。
- (2) 教室では常に正しい姿勢で授業を受け、静粛であること。
- (3) 実習は精神を練り、技術を修める道場である。研究心をもって技術の習得に専念しなければならない。
- (4) 授業課目に得意、不得意をつくらないこと。
- (5) 店舗又は家庭に於いても十分時間を活用して、予習、復習、課題等は必ず為し遂げること。

2 礼 儀

- (1) 校外外に於いて常に品位を保ち、本校学生たる誇りを失わないこと。
- (2) 長上に対しては、敬意を表し、必ず挨拶をすること。
- (3) 学生相互間に於いても挨拶を交わすよう心掛けること。
- (4) 自分勝手な振るまいを慎み、他人に迷惑をかけない。また不快な思いをさせないこと。

3 服 装

- (1) 服装は、常に清潔に保ち、登下校時には制服を着用すること。ただし、月曜日と金曜日においては原則的に自由とする。
- (2) 制服については、下記の通りとする。
男子 上着、ズボン、ネクタイ、白のワイシャツ、校内では上靴
※夏期は白のカッターシャツ、ズボン、校内では上靴、実習時間は白衣着用
女子 上着、スカート、ネクタイ、白のブラウス、校内では上靴
※夏期は白のブラウス、スカート、校内では上靴、実習時間は白衣着用
- (3) 6月1日～9月30日までを夏期の服装とする。ただし気候により、前後の1週間は猶予を認める。
- (4) 原則として異装は認めない。

4 言葉づかい

- (1) 荒々しい又は下品な言葉は慎み、明瞭で丁寧であること。
- (2) いつも健全な話題をもち、野卑な談話をしないこと。
- (3) 長上に対して敬語を使うこと。

5 校内生活

- (1) 校舎，備品，器具を清潔，整理，整頓することを心がけ，器具は教職員の指示を受けて使用し，使用後は必ず手入れを行い，員数を点検し，整頓して置くこと。
- (2) 備品及び器具を破損したり紛失した者は弁償しなければならないこともある。
- (3) 職員室，消毒室，器具室，他教室には，みだりに入室してはならない。特に入室を必要とするときは教職員の許可を受けること。
- (4) 休憩時間中遠隔地への外出を禁ずる。止むを得ない事由により，外出を必要とするときは担任の許可を得ること。
- (5) 校内に於いて大声で歌を歌わない。
- (6) 校内校外での喫煙はかたく禁ずる。
- (7) 貴重品は常に身辺より離さないこと。
- (8) 盗難防止，火災防止には周到な注意を怠らないこと。
- (9) 粗暴な言動を慎み，特に暴力行為はあってはならない。
- (10) 物品等の紛失及び拾得の場合は速やかに届け出ること。
- (11) 定められた分担係員は誠実に任務を遂行し，他の者はこれに協力しなければならない。
- (12) 掃除当番は，掃除終了後担任の点検を受けること。
- (13) 掲示，集会を必要とするときは予め許可を受けること。
- (14) 修学のためには男女が協力することは当然であるが，他人の誤解を受けるような行動があってはならない。

6 所持品

- (1) 必要以外の金銭，不相应な物品を所持しないこと。携帯電話は授業の邪魔にならないようにすること。
- (2) 金銭の貸借はしないこと。
- (3) 所持品には必ず課程，科，氏名を明記しておくこと。

7 届け出

- (1) 次の場合には事前に又は事後速やかに届け出ること。
 - ① 欠席，早退，忌引
つぎの書類を添えて提出すること。
 - ・ 公共の交通機関の延着証明書
 - ・ 病気欠席の場合は医師の診断書もしくは，病気欠席であることが証明される書類等。
 - ② 休学
 - ・ 校長が正当な理由と認めたものに限り休学を認める。
 - ・ 病気などの場合は医師の診断書を添付すること。

- ③ 退学
 - ④ 転籍, その他身上の移動
 - ⑤ 住所の変更, 保証人の変更
- (2) 忌引による休日数は次の通りである。
- ① 父母の場合は7日間
 - ② 祖父母, 兄弟姉妹の場合は3日間
 - ③ おじ, おば, 甥, 姪, 曾祖父母の場合は1日間

8 校外生活

- (1) 常に本校の学生たる自覚と品位を失わないこと。
- (2) 夜間外出の際は, 店舗責任者または保護者の許可を受けること。
- (3) 学生は, 暴力行為に及んではない。

9 その他

- (1) 納付金は必ず期日までに納付すること。
- (2) 伝達事項には常に留意すること。
- (3) 校舎内外の諸設備は勿論, 公共物を損傷したり, 汚損したりしないこと。損傷したり, 汚損した場合は弁償をしなければならないこともある。

10 総括

- (1) 以上定めた学生心得は, 本校学生としての自覚をもって守らなければならない。
- (2) 善行その他学生の模範となる者に対しては賞を授けることがある。
- (3) 学生心得を無視したり, その他学生の本分に反する行為があったり, 職員の指導に従わない者は軽重に応じて処分することがある。

